

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成 2 7 年東村山市条例第 1 2 号）の一部を別紙のとおり改
正することに議決を得たい。

説明 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法
律（平成 2 9 年法律第 5 2 号）等の施行に伴い、運営基準等に共生型地域密
着型通所介護等に関する事項を定めるため、本案を提出するものである。

3 1 東村山市条例第 号

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

東村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年東村山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項及び第2項」を加える。

第3条第2項を次のように改める。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）である者とする。ただし、当該法人の役員等又は当該病床を有する診療所を開設している者が東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第2号及び第3号に該当するときは、この限りでない。

第7条中「各号（）」の次に「共生型地域密着型通所介護事業者にあつては省令第37条の3において準用する同項各号、」を加え、「にあつては、」を「にあつては」に、「第40条の15第2項）」を「第40条の15第2項各号）」に改め、「第3号まで（）」の次に「共生型地域密着型通所介護事業者にあつては省令第37条の3において準用する同項第1号から第3号まで、」を、「第6号まで（）」の次に「共生型地域密着型通所介護事業者にあつては省令第37条の3において準用する同項第4号から第6号まで、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項及び第2項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、東村山市（以下「市」という。）の指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）を定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第3条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）である者とする。ただし、当該法人の役員等又は当該病床を有する診療所を開設している者が東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第2号及び第3号に該当するときは、この限りでない。

第7条 第4条の規定にかかわらず、指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する省令第36条第2項各号（共生型地域密着型通所介護事業者にあつては省令第37条の3において準用する同項各号、指定療養通所介護事業者にあつては指定療養通所介護の提供に関する省令第40条の15第2項各号）並びに第5条第1号及び第2号に掲げる記録を整備し、その完結の日から同条第1号及び第2号並びに省令第36条第2項第1号から第3号まで（共生型地域密着型通所介護事業者にあつては省令第37条の3において準用する同項第1号から第3号まで、指

旧 条 例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、東村山市（以下「市」という。）の指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）を定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第3条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人である者（東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第2号及び第3号に規定する者が当該法人の役員等である場合を除く。）とする。

第7条 第4条の規定にかかわらず、指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する省令第36条第2項各号（指定療養通所介護事業者にあつては、指定療養通所介護の提供に関する省令第40条の15第2項）並びに第5条第1号及び第2号に掲げる記録を整備し、その完結の日から同条第1号及び第2号並びに省令第36条第2項第1号から第3号まで（指定療養通所介護事業者にあつては、省令第40条の15第2項第1号から第4号まで）に掲げる記録は5年間、省令第36条第2項第4号から第6号まで（指定療養通所介護事業者にあつては、省令第4

新 条 例

定療養通所介護事業者にあつては省令第40条の15第2項第1号から第4号まで)に掲げる記録は5年間、省令第36条第2項第4号から第6号まで(共生型地域密着型通所介護事業者にあつては省令第37条の3において準用する同項第4号から第6号まで、指定療養通所介護事業者にあつては省令第40条の15第2項第5号から第7号まで)に掲げる記録は2年間保存しなければならない。

旧 条 例

0条の15第2項第5号から第7号まで)に掲げる記録は2年間保存しなければならない。